

令和3年度定期監査（学校監査）の結果に関する措置等について

（令和4年6月23日現在）

1 監査の期間 令和4年1月11日から同年3月25日まで

2 監査対象年度 令和3年度事務（令和3年11月30日現在）

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
(1) 学校施設照明設備使用料 条例第3条第2項によると、 使用料は現金で前納しなければ ならないとなっているが、学校 体育施設の開放に伴う使用料で 前納されていないものがあつた。 （松元小学校、中山小学校、桜 丘東小学校、東谷山中学校）	観光交流局 観光交流部 スポーツ課	指摘のあつた学校の担当者を指 導するとともに、適正な事務処 理について改めて各学校長に通 知したほか、事務処理に係る説 明会を行い改善に向けた指導を 行った。 また、管理指導員に対して使 用料が前納されているか、確 実に点検を行うよう指導すると ともに、使用料の前納について 5月の校長研修会及び10月の 教頭研修会にて直接指導する こととした。 （通知受理日：令和4年5月24日）	措置済
(2) 会計規則第21条第2項 によると、現金の収納に際し、 所定の現金領収証書に代わる領 収書を交付しようとする場合、 あらかじめ会計管理者の承認を 受ける必要があるが、市立高等 学校の入学料の納入者に対し、 会計管理者の承認を受けていな い領収書を交付していた。（鹿 児島女子高等学校）	教育委員会 管理部 総務課	指摘された内容については、会 計管理者への承認手続きに時間 を要したことが原因である。 今年度は前年度中に承認手続 きを済ましており、今後も同様 の事案が発生しないよう継続し て適正な事務処理を行っていく こととする。 （通知受理日：令和4年5月24日）	措置済
(3) 学校長口座に振り込まれた 就学援助費の全額を校納金未納 分に充当したことにより、保護 者への差額支給がない場合でも 、支給台帳には充当した校納金 の費目、金額等を記入すること となっているが、支給台帳にそ の記入がないものがあつた。 （吉野東小学校）	教育委員会 管理部 総務課	指摘後、早急に確認を行い、令 和3年度中に支給台帳へ記入し た。 （通知受理日：令和4年5月24日）	措置済
(4) 薬品等使用簿に薬品の使用 年月日、使用量及び使用場所の 記載がないものがあつた。 （緑丘中学校）	教育委員会 教育部 学校教育課	指摘後、早急に学校長より担 当者へ指導を行い、令和3年度 中に薬品等使用簿へ記載した。 また、薬品等の保管管理の徹 底について、改めて全学校に 通知した。 （通知受理日：令和4年5月24日）	措置済

<p>(5) 毒物及び劇物取締法等の関連法令に基づき、薬品等台帳を整備することとなっているが、平成30年度以降の台帳が整備されていない。 (東谷山中学校)</p>	<p>教育委員会 教育部 学校教育課</p>	<p>指摘後、関係法令等に基づき、台帳を的確に整備するよう学校長より担当者に指導し、平成30年度以降の台帳を整備した。 また、薬品等の保管管理の徹底について、改めて全学校に通知した。 (通知受理日:令和4年5月24日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(6) 教育関係事務必携の「外勤等の手続」によると、勤務地から外勤地までの距離が1km以上で公共交通機関を利用する場合、県内旅行命令簿で処理するべきところを外勤簿で処理をしており、旅費を支給していないものがあった。(南小学校)</p>	<p>教育委員会 管理部 総務課</p>	<p>外勤処理の手続きについて、認識が不足していたもので、改めて県内旅行命令簿により旅費の支払いを行った。 また、具体的な指摘事項を示した上で適切な外勤処理について、全学校に通知した。 (通知受理日:令和4年5月24日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(7) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものがあった。 (田上小学校、南小学校、松元小学校)</p>	<p>教育委員会 管理部 総務課</p>	<p>私有車の公務使用に関する手続きについて、認識が不足していたもので、私有車使用伺簿兼私有車運転日誌を作成し、改めて使用承認の手続きを行わせた。 また、私用車の公務使用について、厳正な運用を全学校に通知した。 (通知受理日:令和4年5月24日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(8) 保健体育課通知の「自動体外式除細動器(AED)を使用した救命処置が行える体制整備について(依頼)」によると、AED点検記録簿を活用した定期的な点検を行うこととなっているが、点検記録簿が整備されていない。 (郡山小学校)</p>	<p>教育委員会 教育部 保健体育課</p>	<p>指摘後、早急に点検記録簿へ記録するよう指導し、令和3年度中に記録簿を整備した。 (通知受理日:令和4年5月24日)</p>	<p>措置済</p>